

< 一般委託 >

新港地区計画変更に係る漁業への影響調査 仕様書

新港地区計画変更に係る漁業への影響調査に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	本調査は、新港地区において港湾計画に位置付けることを検討している施設の整備に伴う周辺の漁業への損失補償額を算定するため漁業の現況及び、工事に伴う漁業への制限及び影響範囲を把握し、新港地区計画変更のための基礎資料を得ることを目的とする。
2	履行期間	契約の日から令和5年9月29日まで
3	施行場所	横須賀市平成町3丁目地先
4	業務内容	別紙「特記仕様書」のとおり
5	特記事項	別紙「特記仕様書」のとおり
6	関係法規	公有水面埋立法、公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱
7	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 (1) 国、地方公共団体又は特殊法人等が、平成29年4月1日以降に発注した漁業補償費算定業務の契約を、元請けとして締結し完了した実績を有すること。 (2) 本業務に従事する主任技術者は、補償業務管理士(営業・特殊補償)の資格を有すること。 (3) 漁業影響補償(濁り拡散)の検討を行う担当技術者は、技術士(総合技術監理部門「選択科目:建設-建設環境」又は建設部門「建設環境」)もしくはRCCM(建設環境部門)の資格を有すること。
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	建設部港湾企画課 浅川 征彦 (連絡先 046-822-9464)

< 指示又は希望事項 >

<p>グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係</p>	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
---	---

新港地区計画変更に係る漁業への影響調査 特記仕様書

1. 業務の概要

本調査は新港地区において港湾計画に位置付けることを検討している施設の整備に伴う周辺の漁業への損失補償額を算定するため漁業の現況及び、工事に伴う漁業への制限及び影響範囲を把握し、新港地区計画変更のための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 業務場所

横須賀市平成町3丁目地先

3. 履行期間

契約締結日から令和5年9月29日まで

4. 業務内容

本業務では、新港地区の計画変更にあたり地元漁業協同組合を対象にヒアリング等を行うことにより、整備実施の漁業への影響として、概算の補償金額の算定を行い計画変更の基礎資料とする。

(1) 計画準備

本業務を実施するにあたり、契約書、特記仕様書、指示事項を十分理解把握し、調査方針及び調査工程などを立案する。

(2) 既存資料の収集

漁業権の設定状況及び魚価、漁獲量等の統計情報について、資料の収集を行う。

(3) 全般的事項の整理

補償の対象者、補償内容の構成、補償区域等について整理を行う。

(4) 漁獲量及び魚価の整理

調査海域で操業される漁業の種類、時期、魚種、従事者等について漁業協同組合にて聞き取り調査を実施した後、公共市場資料も含め、漁獲量及び魚価の整理を行う。

(5) 漁獲経営内容の整理

調査海域で操業される漁業の種類、時期、魚種、従事者等について漁業協同組合にて聞き取り調査を実施した後、漁業毎に経営内容の整理を行う。

(6) 漁場の整理

調査海域で操業される漁業の種類、時期、魚種、従事者等について漁業協同組合にて聞き取り調査を実施した後、漁業権の設定内容も踏まえ、漁業毎での漁場の整理を行う。

(7) 既存漁業補償内容との整合性検討

検討した補償内容から、過去の漁業補償算定内容との突合を行い、当該事業における漁業補償内容の適合性について整理を行う。

(8) 補償対象・項目の整理

前述の資料を基に当該事業の漁業補償対象及び補償項目の整理を行う。

(9) 平年漁獲金額・純収益率の決定

(5) で収集・整理した資料を基に漁業毎、漁家毎に平年漁獲金額及び損益計算書を作成し、純収益率を求める。

(1 0) 制限期間率・被害率・その他基礎数値の決定

工事スケジュールに伴う制限期間率の設定、及び補償内容による被害率並びに補償額算定に必要となる因子について決定を行う。また、漁業影響補償の範囲検討については、簡易式による濁り拡散計算を実施し、その範囲及び被害率を策定する。

また、漁業影響補償（濁り拡散）に係る被害率認定に関しては、学識経験者等の意見書を添付のうえ、被害率認定に係る経緯を明らかにすること。

(1 1) 漁業操業範囲等の図面の作成

補償対象漁業毎に操業図を作成し、併せて消滅、制限、影響（濁り拡散）範囲のエリアが判るよう図面を作成する。なお、縮尺等については、発注者と協議の上で決定する。

尚、影響（濁り拡散）範囲のエリアに係る図面作成にあたっては、技術士（総合技術監理部門「選択科目：建設 - 建設環境」又は建設部門「建設環境」）もしくは RCCM（建設環境部門）の資格を有する者を担当技術者として従事させること。

(1 2) 概算補償金額の算定

前述の各項目で決定した補償因子を基に漁業毎に消滅、制限、影響に係る概算の補償額の算定を行う。

(1 3) 報告書作成

収集資料、操業実態調査、補償額算定因子の抽出、補償額算定の各内容を報告書にとりまとめること。

5. 打合せ・協議

本業務の打合せ・協議は、業務着手時、中間（1回）完了時の3回を予定している。
なお、着手時、完了時には管理技術者が立ち会うものとする。

6. 成果品の提出

本委託における成果の提出物は以下のとおりとする。

- ・電子媒体（CD-RもしくはDVD-R） 1部
- ・報告書（製本。黒表紙金文字 A4判） 2枚

報告書をPDFに変換し、図面CADデータ、報告書の元データとともに同一のCD-Rもしくは、DVD-Rに記録し報告書に添付すること。

7. 貸与品

「横須賀港湾環境現況調査業務」令和2年3月

その他、必要な貸与品については、監督員と協議の上、貸与する。

8. その他

業務の内容・進捗状況等について、監督員及び別途施行する設計業務受注者と密に連絡を取り、業務が円滑に履行できるように配慮すること。

本仕様書に記載なき事項及び疑義を生じた場合には、監督員と協議の上対処する。

以 上

